

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 6 日

各建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建 設 業 課 長

建設業法施行規則等の一部改正について

今般、経営事項審査において、持続可能な建設業の実現に向けた「担い手の育成・確保」や地域の守り手としての「災害対応力の強化」の取組を適正に評価するとともに、事務効率化のための審査項目の見直しを行うため、「建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）」、「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（平成 16 年国土交通省告示第 482 号）」（以下これらをまとめて「告示」という。）並びに「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成 20 年国総建第 269 号。以下「通知」という。）」について、令和 8 年 7 月 1 日を施行日とする改正をしたところです。

貴団体におかれては、改正内容につき、傘下の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 社会性等（W）の評価項目の改正

（1） 社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）加入の有無

規則第 18 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」に関して、現行の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の審査項目を削除することとした。

（2） 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無

「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」に関して、建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度（以下「自主宣言制度」という。）の宣言を新たに評価することとした。

本項目では、審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、通知別記様式第 7 号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書（以下「誓約書」という。）に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている者を加点评価する。

申請に際しては、自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し
(※) 及び誓約書を提出することとする。

(※) 自主宣言制度 HP における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」を
ダウンロードすることで取得可能。

(3) 建設機械の保有状況

同項第7号に掲げる「建設機械の保有状況」に関して、審査基準日において自ら所有又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、必要な検査が行われている以下の機械の保有台数を新たに評価することとした。

- ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車
- ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車

申請に際しては、申請時に売買契約書の写し又はリース契約書の写し及び特定自主検査記録表又は自動車検査証の写しの提出することとする。

(別記様式第25号の14・第25号の15、告示・通達関係)

2. その他の審査項目（社会性等）の評点の算出について

その他の審査項目（社会性等）の評点（以下「W点」という。）の算出方法は、通知別紙1の4その他の審査項目（社会性等）において規定しているところ、本改正の施行日である令和8年7月1日以降の申請は、以下のとおりW点を変更することとした。

(1) 社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入の有無

「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の審査項目の削除に際し、各審査項目に係る減点（-15点）を削除する。

(2) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するための必要な措置を「全ての建設工事で実施」している場合は10点を加点することとし、「全ての公共工事で実施」している場合は5点を加点することとする。

なお、本改正により現行の加点幅が縮減された加点となるため、現行の加点で審査を受けたい場合は令和8年7月1日より前に申請するよう留意すること。

(3) 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無

自主宣言制度の宣言の有無について加点要件を満たしている場合は、5点を加点することとする。

(別記様式第25号の15、告示・通達関係)

(添付資料)

- 別添 1－1 建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 6 号）
- 別添 1－2 規則別記様式第 25 号の 14 別紙 3（改正後）
- 別添 1－3 規則別記様式第 25 号の 15（改正後）
- 別添 2－1 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示（令和 8 年国土交通省告示第 262 号）
- 別添 2－2 建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（改正後）
- 別添 2－3 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件（改正後）
- 別添 3－1 経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）（令和 8 年 2 月 6 日国不建第 178 号）
- 別添 3－2 経営事項審査の事務取扱いについて（改正後）
- 別添 3－3 経営事項審査の事務取扱いについて（新旧対照表）